

鈴鹿市公告第10号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めようとするため、同条第7項の規定により公告する。

なお、関係書類は、鈴鹿市産業振興部農林水産課において縦覧に供する。

令和7年3月7日

鈴鹿市長 末松 則子

1 地域計画案の縦覧期間

令和7年3月7日から令和7年3月21日まで

2 縦覧に当たっての留意事項

対象地域の利害関係者（農用地等の出し手や受け手、地区の農用地等を借り受ける意向がある者、協議の場に参加した者等）のみ縦覧できるものとする。

3 地域計画案の縦覧場所及び意見書の提出先

鈴鹿市産業振興部農林水産課（鈴鹿市神戸一丁目18番18号）

4 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は、市の定める所定の様式を用いること。

意見書には、住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者氏名及び電話番号）を必ず記載すること。

意見書は書面によるものとし、提出先に直接持参、郵送（〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号）、又はファクシミリ（059-382-7610）により受け付けるものとする。